

## 介護支援専門員の更新研修Q&A ～研修制度を正しく理解するために～

本Q&Aには、介護支援専門員の研修制度から更新申請などを解説しております。また、皆様からの多いご質問をまとめさせていただきました。各研修の申込時期になると、例年お問合せが非常に多く、お電話が繋がりにくい状況になります。お問い合わせの前には、まず、本Q&A記載内容をよくお読みいただきますようお願い申し上げます。

- このQ&Aは介護支援専門員証の登録地が千葉県の方(又は県内の従事者)を対象に作成しております。
- 記載内容は令和元年6月現在のものとなります。
- 現在、多くの方の介護支援専門員証有効期間満了日が「平成」表記であることから、本記載内容も「平成」で表記している箇所があります。

### 随時改定

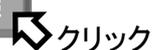
2015.2月作成  
2015.3月更新  
2015.7月更新  
2016.2月更新  
2017.3月更新  
2017.6月更新  
**2019.6月更新**

作成 特定非営利活動法人 千葉県介護支援専門員協議会

ホームページの検索の仕方

千葉県介護支援専門員協議会

検索



無断転載などをご遠慮願います

## 《 目 次 》

### § 1 介護支援専門員の更新制度とは

### § 2 介護支援専門員の法定研修の全体像

- 1) 研修制度の全体像とポイント
- 2) 各研修の種類
- 3) 主任介護支援専門員更新研修の導入(主任更新制度のポイント)

### § 3 研修を申込み前にまずは抑えておくべきこと

- 1) 専門研修課程と更新研修の違いは？
- 2) 「初回更新の方」と「2回目以降の更新の方」とは？
- 3) 「交付申請」と「更新交付申請」の違いは？
- 4) 有効期間満了日・過去に修了した研修がわからない
- 5) 最新情報(開催案内等)はどこから確認するの？
- 6) 更新時期にお知らせが来るの？
- 7) 介護支援専門員証の更新申請の方法は？

### § 4 受講する研修の確認(問い合わせの多い質問)

- 1) どの研修を受講すれば良いかわからない
- 2) 研修中で注意すべきことは？

別表1 介護支援専門員研修 フロー図 ー資格取得から更新申請までー

別表2 介護支援専門員研修 フロー図 ー主任介護支援専門員による更新ー

千葉県介護支援専門員協議会ホームページ ー法定研修の確認方法ー

最後に…

## § 1 介護支援専門員の更新制度とは

**Q1** 介護支援専門員の更新制度について教えてください。

A 平成 18 年度の介護保険制度改正に伴い、介護支援専門員証には、有効期間満了日 **(5 年間)** が記載され、介護支援専門員として継続的に業務に従事するためには、必要とされる研修（更新研修）を修了し更新の申請を行わなければならないこととなっています。千葉県では、更新に関わる研修として、**専門研修課程 I 及び II、更新研修前期後期を実施**しております（専門研修課程と更新研修の時間数および受講料は同じです）。

※1 平成 29 年度からは**専門研修課程と更新研修を同時（同日）開催**で実施しています。

## § 2 介護支援専門員の法定研修の全体像

### 1) 研修制度の全体像とポイント

まずは各研修の位置づけを以下で確認しましょう。

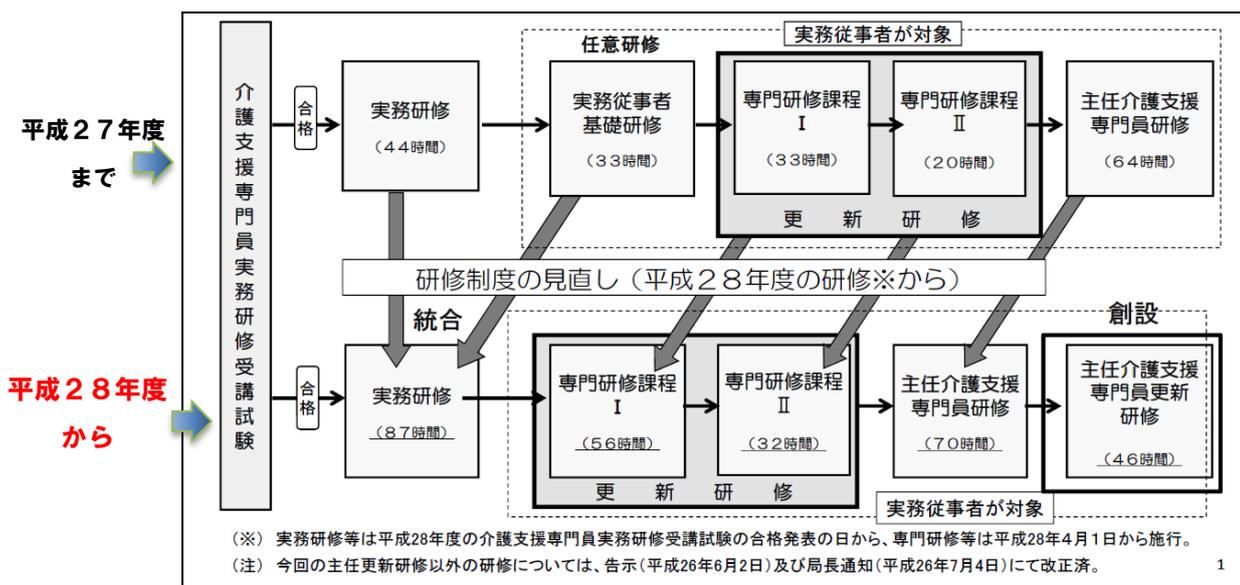
平成 28 年度から、より実践的で効果的な研修を目指し各研修とも内容が見直されています。

《研修制度見直しのポイント》

【介護保険最新情報 Vol.419 より引用】

- 地域包括ケアシステムの中で、医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、利用者の尊厳を旨とした**自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職を養成するため**、介護支援専門員に係る研修制度を見直す。
- 入口の研修である介護支援専門員実務研修を充実するため、任意の研修となっている介護支援専門員実務従事者基礎研修を**介護支援専門員実務研修に統合**。
- 主任介護支援専門員に更新制度を導入し、更新時の研修として**更新研修を創設**。
- 専門職として修得すべき知識、技術を確認するため、**各研修修了時に修了評価を実施**。

### 介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修制度の見直し



介護支援専門員の更新研修Q&A

2)各研修の種類

1)まずは研修の種類を整理しましょう

研修名	意味	実施機関
・実務研修	介護支援専門員の資格を取得するための研修	社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会 介護支援専門員養成班 TEL 043-204-1610
・再研修	介護支援専門員証の有効期間満了日が切れて失効しているため、再度有効期間満了日を取得するための研修	
・実務 <b>未経験者</b> 対象の更新研修	現在の有効期間中に介護支援専門員としての <b>実務経験がない方</b> が介護支援専門員証の更新をするための研修	
・専門研修課程(I及びII) ・実務 <b>経験者</b> 対象の更新研修(前期後期)	介護支援専門員の資格を更新するための研修	特定非営利活動法人 千葉県介護支援専門員協議会 TEL 043-204-3631
・主任介護支援専門員研修	主任介護支援専門員の資格を取得するための研修	
・主任介護支援専門員更新研修	主任介護支援専門員の資格を更新するための研修	
介護支援専門員証の発行、記載事項の変更、更新の申請等に関すること		千葉県健康福祉部高齢者福祉課 TEL 043-223-2387

2)各研修の受講要件を確認しましょう

要件 研修名	申込時点での 介護支援専門員として従事	その他の要件 ※現在の介護支援専門員証の有効期間内において	登録地が 千葉県であること	就業地が 千葉県であること
専門研修課程 I	必要	介護支援専門員業務 6か月以上の経験	必要	不問
専門研修課程 II	必要	3年以上の経験	必要	不問
更新研修前期後期	不問	介護支援専門員の経験があれば良い(期間不問)	必要	不問
主任介護支援専門員研修	必要	○利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できている介護支援専門員 ○専門 I・II または更新研修(実務経験者)を修了したものであって以下の①から④のいずれかに該当するもの ①専任として従事した期間が5年以上。(居宅・施設など問わない) ②ケアマネジメントリーダー養成研修または認定ケアマネジャーであって専任として従事した経験が3年以上。 ③現に地域包括支援センターに配置されている主任介護支援専門員に準ずる者。 ④その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者。	必要	必要
主任介護支援専門員更新研修	必要	○県内の事業所等(所属先の種別は問いません)において介護支援専門員として従事している者であって、 <u>主任介護支援専門員としての役割を実践している者</u>	必要	必要

介護支援専門員の更新研修Q&A

		<p>○主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する主任介護支援専門員 かつ、次の①から⑤までのいずれかに該当するもの</p> <p>①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者。</p> <p>②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者。</p> <p>③日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者。</p> <p>④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー。</p> <p>⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者。</p>		
--	--	---	--	--

- ※1 上記受講要件は国で定められている実施要綱をもとに記載しています。より具体的な受講要件は随時掲載される開催案内でご確認ください。
- ※2 更新研修前期後期の受講要件は、上記に加え介護支援専門員証の有効期間満了日も加味されます。
- ※3 介護支援専門員としての実務がない方(未経験者対象の更新研修)は研修内容が異なります。詳しくは千葉県社会福祉協議会にお問い合わせください。

### 3)主任介護支援専門員更新研修の導入(主任更新制度のポイント)

平成 28 年 4 月の研修制度の見直しにより、主任介護支援専門員にも更新制度が導入されました。

【主任介護支援専門員の更新制度－介護保険最新情報 vol.419 より抜粋－】

「介護支援専門員資質向上事業の実施について」の一部改正の概要

1. 主任介護支援専門員更新研修のポイント

○ 研修カリキュラム等の見直しにあたっての基本的な考え方

主任介護支援専門員には、介護支援専門員に対するスーパーバイズ、地域包括ケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所や職種間の調整といった役割が求められている。このような役割を果たすことをより一層進めることが重要であり、その資質の向上を図っていくことが必要である。

そのため、主任介護支援専門員が継続的に知識・技術等の向上に努めているかを確認し、また、自らの実践に足りないものを認識し、更なる資質向上を図ることが重要であるとし、更新制を導入し、更新時における新たに研修を創設

確認!!

《主任介護支援専門員の更新制度のポイント》

- 主任介護支援専門員研修修了証明書に有効期間を設けることとし、その期間は5年とする。
- 主任介護支援専門員更新研修を5年を超えない期間ごとに受ける。
- 主任介護支援専門員更新研修を修了した方は、介護支援専門員更新研修を修了したものとする。
- 主任介護支援専門員更新研修の受講は、主任介護支援専門員有効期間満了日の概ね2年前。
- 介護支援専門員証の有効期間が過ぎた場合は、介護支援専門員資格が失効となり、主任介護支援専門員資格も失効となる。
- 主任介護支援専門員更新研修は、様々な受講要件・修了基準が設けられるため、受講を考えていたが要件を満たせない、受講中においても研修到達目標に達していない等の理由で修了できない場合もあることから、介護支援専門員証の有効期間が迫っている場合は、まず介護支援専門員更新研修を受講・修了し、介護支援専門員証の更新を行い、介護支援専門員証の有効期間満了日に余裕を持って主任介護支援専門員更新研修を受講することも考えられる。

介護支援専門員の更新研修Q&A

- 主任介護支援専門員の資格を更新しない場合は、有効期間満了日が過ぎた時点で、主任介護支援専門員として業務に就くことはできない。
- 主任介護支援専門員更新研修受講・修了後の更新申請方法は、通常の介護支援専門員証の申請同様、申請先は千葉県になる。
- 必要書類などは千葉県の担当課(高齢者福祉課 043-223-2387)ホームページ、またはお電話などでお問い合わせください。

《ご自身の主任介護支援専門員の有効期間を確認しましょう》  
平成26年度までに修了した方には経過措置がある。

主任研修修了年度	有効期間
平成23年度まで	平成31年3月31日まで
平成24・25・ <b>26年度</b>	平成32年3月31日まで
平成27年度以降	研修修了日から5年

平成29年3月31日付け厚生労働省令第48号により、**26年度修了者**も対象となった。

経過措置

なお、平成27年度以降に修了した者は以下の期間となります。以下の表とあわせて必ずご自身の修了証明書も確認してください。(以下の表に該当するのは千葉県で受講・修了した方です)

千葉県主任介護支援専門員研修の修了日と有効期間		
実施(修了)年度	研修修了日(修了証に記載)	有効期間(修了日から5年間)
平成27年度	平成28年2月9日	平成33年2月8日
平成28年度	平成29年2月26日	平成34年2月25日
平成29年度	平成30年2月10日	平成35年2月9日
平成30年度	A日程:平成31年3月2日 B日程:平成31年3月9日	A日程:令和6年3月1日 B日程:令和6年3月8日

- Q2** 主任介護支援専門員の資格を更新しない場合、今後の主任介護支援専門員資格はどうなりますか。
- A 主任介護支援専門員の有効期間が過ぎると資格が失効となり、主任介護支援専門員として実務が行えません。再度、主任介護支援専門員として実務に就く場合は、改めて主任介護支援専門員研修を修了する必要があります。
- Q3** 主任介護支援専門員資格を更新したいのですが、主任介護支援専門員更新研修の修了前に、介護支援専門員証の有効期間が過ぎてしまいます。どうすれば良いですか。
- A 介護支援専門員証の有効期間が過ぎた場合は、介護支援専門員としての実務は行えません(もちろん、主任介護支援専門員としても同様です)。上記の場合は、まず介護支援専門員更新研修を受講・修了し、その後主任介護支援専門員更新研修を受講・修了することが必要となります。

### §3 研修を申込み前にまずは抑えておくべきこと

自分がどの研修を受講すれば良いのか、研修制度の理解を深めましょう。

#### 1) 専門研修課程と更新研修の違いは？

専門研修課程と更新研修は同内容(科目、時間数、受講料など)の研修です。初めて更新をするためには、専門研修課程(IとII)又は更新研修(前期と後期)のいずれかを受講・修了する必要があります。

※1 千葉県では専門研修課程Iと更新研修前期、専門研修課程IIと更新研修後期が同内容となります。

※2 2回目以降の方は専門研修課程II、又は更新研修後期のみで更新できます。「初回更新」と「2回目以降の更新」の考え方は以下を参照)



千葉県では平成29年度から専門研修課程と更新研修を同時(同日)開催しています。

**注意!!** 専門研修課程と更新研修で異なるのは受講要件です

必須要件(専門研修課程・更新研修): 登録地が千葉県の方	
専門研修課程 I・II	現在、介護支援専門員として <b>従事している方</b> 。(現任者) ・ Iは実務従事期間6か月以上。IIは3年以上。
更新研修前期・後期	現在の有効期間内に介護支援専門員としての <b>従事経験がある方</b> 。 ・ 実務従事期間は問わない。 <u>(現任者でなくとも実務の経験があれば良い)</u> ※更新研修前期後期の受講要件は、上記に加え介護支援専門員証の有効期間満了日も加味されます。

#### 2) 「初回更新の方」と「2回目以降の更新の方」とは？

**「初回更新」とは**、介護支援専門員資格取得後、一度も介護支援専門員証を更新していない方。

また、直近の更新研修を**実務未経験者対象の更新研修**、または再研修で行った方も、次回のお申込みでは「初回更新の方」に該当します。(別表1参照)

**「2回目以降の更新」とは**、介護支援専門員資格取得後、専門研修課程I及びII(又は実務経験者対象の更新研修)を修了し、一度、介護支援専門員証を更新した方であって、**その後も介護支援専門員としての実務経験がある方**です。(別表1参照)

#### 3) 「交付申請」と「更新交付申請」の違いは？

**交付申請とは**、資格取得後に介護支援専門員証の交付を受けるため申請する場合です(また、有効期間満了日が切れるなどで介護支援専門員証を失効した方が再研修を修了し介護支援専門員証の申請をする場合)。

**更新交付申請とは**、更新研修などの修了により、既に持っている介護支援専門員証を更新するため申請する場合です。

#### 4) 有効期間満了日・過去に修了した研修がわからない場合は？

Q4 介護支援専門員証の有効期間満了日がわかりません(介護支援専門員証を紛失した)。

無断転載などをご遠慮願います

## 介護支援専門員の更新研修Q&A

A 介護支援専門員の登録(介護支援専門員証の再発行など)は千葉県で行っております。千葉県の担当課(高齢者福祉課 043-223-2387)へお問い合わせください。※介護支援専門員証の登録地が千葉県の方

**Q5** 自分が過去に修了した研修がわかりません。

A まずは、修了証明書をご確認ください。研修を修了しているのであれば、必ず修了証明書を発行(郵送)しております。修了証明書を紛失し確認ができない場合はお問い合わせください(その際には、受講年度や研修名、研修時期などがわかればお伝えください)。※他県で修了した研修は受講した県へお問い合わせください。

**Q6** 修了証明書を紛失したので再発行してほしい。

A 修了証明書の再発行は行っておりません。修了証明書の代わりになる書類を発行しますので、当会へお問い合わせください。その際には、受講年度や研修名をお伝えください。研修修了を確認次第、発行手続きを行います。※その際に発行された書類の写しで更新申請時の修了証明書の代用ができます。(以下の手順参照)

手 順	当会へお問い合わせ (問い合わせ者)	➡	受講修了確認 (当会)	➡	返信用封筒(82円切手)を当会へ送付 (問い合わせ者)	➡	発行後、返信用封筒に入れ郵送 (当会)
--------	-----------------------	---	----------------	---	--------------------------------	---	------------------------

## 5)最新情報(開催案内等)はどこから確認するの？

**Q7** 現在ホームページに掲載準備中(又は掲載がない)となっているところがあります。いつごろ掲載されますか。

A 申し訳ございません。まだ未確定な部分が多いため、掲載を控えております。詳細が決定次第、順次ホームページに掲載する予定です。恐れ入りますが、適宜当会ホームページをご確認いただきますようお願いいたします。

**Q8** 現在実務に就いていません(事業所に所属しておりません)。また、ホームページが見られません。専門研修課程や更新研修の開催案内を入手するにはどうすれば良いですか？

A 一度、当会へご連絡のうえ、返信用封筒をお送りください。申込時期になりましたら開催案内を郵送いたします。

手 順	当会へお問い合わせ (FAX可) (問い合わせ者)	➡	返信用封筒(140円切手)を当会へ送付 (問い合わせ者)	➡	開催案内を返信用封筒に入れ郵送 (当会)
--------	---------------------------------	---	---------------------------------	---	-------------------------

## 6)更新時期のお知らせが来るの？

**Q9** 先日、千葉県から「介護支援専門員証の更新手続きについて」という通知が届きました!!

A 昨今、介護支援専門員証の更新の意思があるにも関わらず「研修受講を忘れた」「申請手続きをしていない」などにより、**介護支援専門員証を失効してしまう例が見受けられます**。このため、千葉県では、介護支援専門員証の有効期間満了日が**平成32年4月から平成33年3月31日(2020年4月~2021年3月)までの方へ**、平成31年2月に上記の通知を郵送しているそうです。本通知は、皆様への注意喚起の要素を含んでおります。**通知が来たからといって焦る必要はありませんが、再度、研修体系を確認し、計画的な受講を心がけてください。**



### 焦らず、まずは研修体系を確認しましょう

- ① 「介護支援専門員証の更新手続きについて」が届く。  
※本通知は千葉県が介護支援専門員の登録データをもとに個人宛に送ります。当会からではございません。
- ② まずは、ご自身の介護支援専門員証の有効期間満了日を確認!!
- ③ 自分が該当する研修の概要(日程など)ホームページや開催案内などで確認する。  
 ・更新を「する」「しない」により研修実施機関が異なります。  
 ・介護支援専門員としての実務経験「あり」「なし」により、研修実施機関、研修が異なります。
- ⑥ 受講研修の申込期間が始まり次第、申し込む。

## 介護支援専門員の更新研修Q&A

**介護支援専門員証の更新手続きについて**  
【千葉県健康福祉部高齢者福祉課】

平常は介護支援業務の円滑な運営に御尽力賜り厚くお礼申し上げます。  
 このたび、介護支援専門員証の有効期間が平成32年4月～平成33年3月(2020年4月～2021年3月)までに満了となる方を対象に、介護支援専門員の更新手続きについて通知いたします。  
 なお、既に更新研修の受講がお済である方や更新手続き中である方にも、一律で本通知を送付してあります。行き違いとなっている場合は何卒ご容赦ください。

介護支援専門員証の更新を希望する方へ  
 介護支援専門員証の更新を希望する方は、次の2点を行う必要がありますので、早急に有効期間満了日及び必要な手続き等の確認を行ってください。

まず有効期間をチェック

**ステップ1** 介護支援専門員更新研修の申込み及び受講

- ご自分の受講する更新研修の研修実施団体を御確認ください。

	実務経験者	実務未経験者
更新研修名	専門研修Ⅰ、専門研修Ⅱ 更新研修前期、更新研修後期 (主任介護支援専門員更新研修) 千葉県介護支援専門員協議会	更新研修(実務未経験者対象) 千葉県社会福祉協議会
研修実施団体	千葉県介護支援専門員協議会	千葉県社会福祉協議会
参照ページ	3ページ	4ページ

実務経験者とは？  
 ・現在介護支援専門員(更新)研修修了証明書の有効期間が残っている方  
 ・現在の介護支援専門員証の有効期間が5年(5年間に実務に従事した経験がある方)

実務未経験者とは？  
 ・現在の介護支援専門員証の有効期間が5年(5年間に実務経験がない方)

- 各研修実施団体のページ(P.3～P.4)を御参照いただき、更新研修に必要な書類を取り寄せ、研修受講を申し込んでください。
- <注意点>
- 研修受講から修了には、数か月かかりますので御注意ください。
- 主任介護支援専門員(更新)研修修了証明書の有効期間が残っていても、ベースとなる介護支援専門員証の有効期間が切れてしまうと、失効となりますので御注意ください。
- 主任介護支援専門員更新研修を修了した方は、介護支援専門員更新研修を修了したとみなすことができます。(主任介護支援専門員更新研修修了証明書の提出で更新申請が可能)

\*\*\*\*\* 裏面も御確認ください \*\*\*\*\*

1

### 介護支援専門員証の更新手続きについて

更新申請の流れや研修実施機関の連絡先など確認してほしい内容、注意してほしい事項が記載してあります。

#### 注意!!

千葉県から通知を送付しても、住所変更などの届出を行っていないため、千葉県に返送されるケースがあるようです。この場合、通知はお手元に届きません。登録内容に変更があった場合、「登録事項の変更届出書」(第3号様式)を千葉県に提出してください。  
**※様式は千葉県ホームページからダウンロード可 通知が“届く・届かない”に限らず、普段からご自身で確認しておくことが大切です。**

## 7) 介護支援専門員証の更新申請の方法は？

**Q10** 更新の申請に必要な研修は修了しています(修了証明書も届きました)。更新の申請はどこに提出すれば良いですか？

A 介護支援専門員の登録等は、各都道府県が行っております。介護支援専門員証の登録地が千葉県の方は、申請書と必要書類を揃え、**千葉県の担当課(高齢者福祉課)へ提出**してください。介護支援専門員証の更新手続きは、介護支援専門員証の有効期間満了日の6ヶ月前から受け付けています。

《更新交付申請書類提出先》 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部 高齢者福祉課 介護保険制度班

#### 注意!!

研修を受講修了しただけでは更新手続きは行われません。必ずご自身の有効期間満了日前までに**千葉県へ更新交付申請**を行ってください。登録地が千葉県以外の方は、登録の都道府県に更新の申請を行ってください。申請書と必要書類、提出の方法は、各都道府県で異なります。各都道府県の担当課にご確認のうえで手続きを行ってください。

**Q11** 更新の申請に必要なものは何ですか？

A 更新交付申請書(県のホームページよりダウンロード可)や研修の修了証明書、顔写真などが必要です。千葉県の担当課(高齢者福祉課)ホームページにより申請書のダウンロードや必要書類の詳細などをご確認ください。

**Q12** 更新申請に必要な書類に介護支援専門員証(原本)とありますが、提出している間は介護支援専門員証の携帯ができません。

A 申請の前に介護支援専門員証の写しをとり、新しい証が届くまではそれ(写し)を携帯し業務を行ってください。

**Q13** 手元にある修了証明書がどの研修に当てはまるかわかりません。

A 当会が実施し発行している修了証明書であれば、証明書内の文言で見分けることができます。

介護支援専門員の更新研修Q&A

<p>専門研修課程 I・II の修了証明書</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書の文言に「〇〇年度」という修了年度が記載されています。</li> <li>・証明書の文言に「専門研修課程 I」や「専門研修課程 II」という研修名が記載されています。</li> <li>・文言『平成〇〇年度介護支援専門員専門研修課程〇の課程を修了したことを証します』</li> <li>・2 回目の更新のために専門研修課程 II を受講修了された方は、その旨が証明書内に記載されています。</li> </ul>
<p>更新研修の修了証明書</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県では〇〇年度という文言は記載されていません。修了年度は実際に研修を受講した年度となります。</li> </ul> <p>《更新研修の修了証明書では、証明書内の文言により修了した研修名が区別されます》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文言『実務従事経験者に対する研修(初回)の課程を修了したことを証します。』 → 更新研修前期後期の修了証明書です。</li> <li>・文言『実務従事経験者に対する研修(初回であり知事の定める研修を受講している場合)の課程を修了したことを証します。』 → 更新研修後期の修了証明書です。</li> <li>・2 回目の更新のために更新研修後期を受講修了された方は、その旨が証明書内に記載されています。</li> </ul>
<p>主任介護支援専門員の修了証明書</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書の文言に「〇〇年度」という修了年度が記載されています。</li> <li>・文言『千葉県が開催した平成〇〇年度主任介護支援専門員研修を下記のとおり修了したことを証します』</li> <li>・証明書の文言に修了年月日が記載されています。</li> </ul>

## § 4 受講する研修の確認(問い合わせの多い質問)

### 1) どの研修を受講すれば良いかわからない(別表1及び2参照)

Q14 資格取得後、初めての更新です(介護支援専門員として実務経験あり)。何を受講すれば良いですか？

A 初めての更新をする方は、専門研修課程 I 及び II (又は更新研修前期後期)の受講が必要となります。

Q15 専門研修課程及び更新研修は両方修了しなければならないのですか？

A どちらかで構いません。専門研修課程 I を修了すれば更新研修前期、専門研修課程 II を修了すれば更新研修後期がそれぞれ免除になります。ただし、受講要件が異なりますので詳細は、開催案内でご確認ください。

Q16 専門研修課程 I 及び II を修了しています。更新研修も申込む必要はありますか？

A 必要ありません。Q15 同様となります。

Q17 2 回目以降の更新なのですが受講するのは専門研修課程 II (又は更新研修後期)のみで良いのですか？

A はい。ただし、初回の更新を専門研修課程 I 及び II、又は実務経験対象者の更新研修を修了しており、その後も介護支援専門員の実務経験がある方が対象です。

Q18 前回は実務未経験者対象の更新研修を修了して更新しました。次の更新時には何を受講すれば良いですか？

A 次回更新時に必要となる研修は初回更新に必要な研修となります。

Q19 前回は再研修を修了して介護支援専門員証の交付を受けました。次の更新時には何を受講すれば良いですか？

A 次回更新時に必要となる研修は初回更新に必要な研修となります。

介護支援専門員の更新研修Q&A

**Q20** 有効期間満了日が平成 32 年 3 月末です。専門研修課程Ⅱを申込みたいのですが、経験期間が 3 年未満なので申込できません。どうすれば良いですか？

A その場合は、更新研修(後期)の対象者となります。実施時期は当会ホームページで確認してください。

**Q21** 実務経験はありますが、現在は介護支援専門員業務についていないので専門研修課程を申込できません。しかし、有効期間満了日が迫っています。受講できる研修はないのですか？

A 専門研修課程は現任の方が対象です。上記のような場合は更新研修の対象者となります。有効期間満了日までに受講・修了するようにしてください。

**Q22** 介護支援専門員業務を行う予定がありません。更新せずに有効期間満了日が過ぎた場合はどうなりますか？

A 介護支援専門員の資格がなくなる(試験を受け直す)ということはありません。再度、介護支援専門員業務に就く場合は千葉県社会福祉協議会が行っている**再研修**を修了することで、介護支援専門員業務に従事することができます(期限を過ぎたまま介護支援専門員業務をすることはできません)。開催時期等の詳細は千葉県社会福祉協議会(043-204-1610)にお問い合わせください。

**Q23** 介護支援専門員の実務経験はありません(又は直近の更新時から介護支援専門員の実務経験がありません)。介護支援専門員証は更新したいのですがどうすればよいですか？

A 更新をしようとする場合は、千葉県社会福祉協議会で実施している**実務未経験者対象の更新研修**の対象となります。(有効期間満了日が過ぎている場合は再研修)開催時期等の詳細は千葉県社会福祉協議会(043-204-1610)にお問い合わせください。

## 2)研修中で注意すべきことは？

**Q24** 研修日で出席できない日があります。

A いずれの研修も**全日程出席することが受講要件**となります。日程は変更できませんので予め日程を調整のうえお申し込みください。

**Q25** 研修中に提出する書類・作成する課題はありますか？

A 各研修により提出していただく書類が異なります。詳細は、開催案内でご確認ください。

**Q26** 28 年度から見直された研修制度によって実施される各研修の「修了評価」とはどういうものですか。

A 平成 28 年度の研修制度の見直しにより、各研修とも到達目標が設定され、研修修了時には「修了評価」をすることが義務付けられました。全ての研修で共通するものとして「研修記録シート(受講前、受講直後、受講後3ヶ月の時期にご自身の理解度を把握し、研修による学習効果の向上と学習のポイントを焦点化し、**継続的な資質向上**に役立てることを目的とする)があります。その他にも研修ごとに設けている提出物(課題)があります。詳細は受講する年度の開催案内でご確認ください。

**Q27** 令和元年度(2019 年度)の各研修における案内時期など最新情報を知るにはどうすれば良いですか？

A 随時、研修実施に向けた具体的な部分を検討しております。**そのため、内容が決定次第、順次情報を発信することを目的に、開催案内等はホームページ上に掲載します(事業所、個人等への開催案内の郵送は行いません)。**決定した研修から順次掲載していきます。

ホームページの検索の仕方

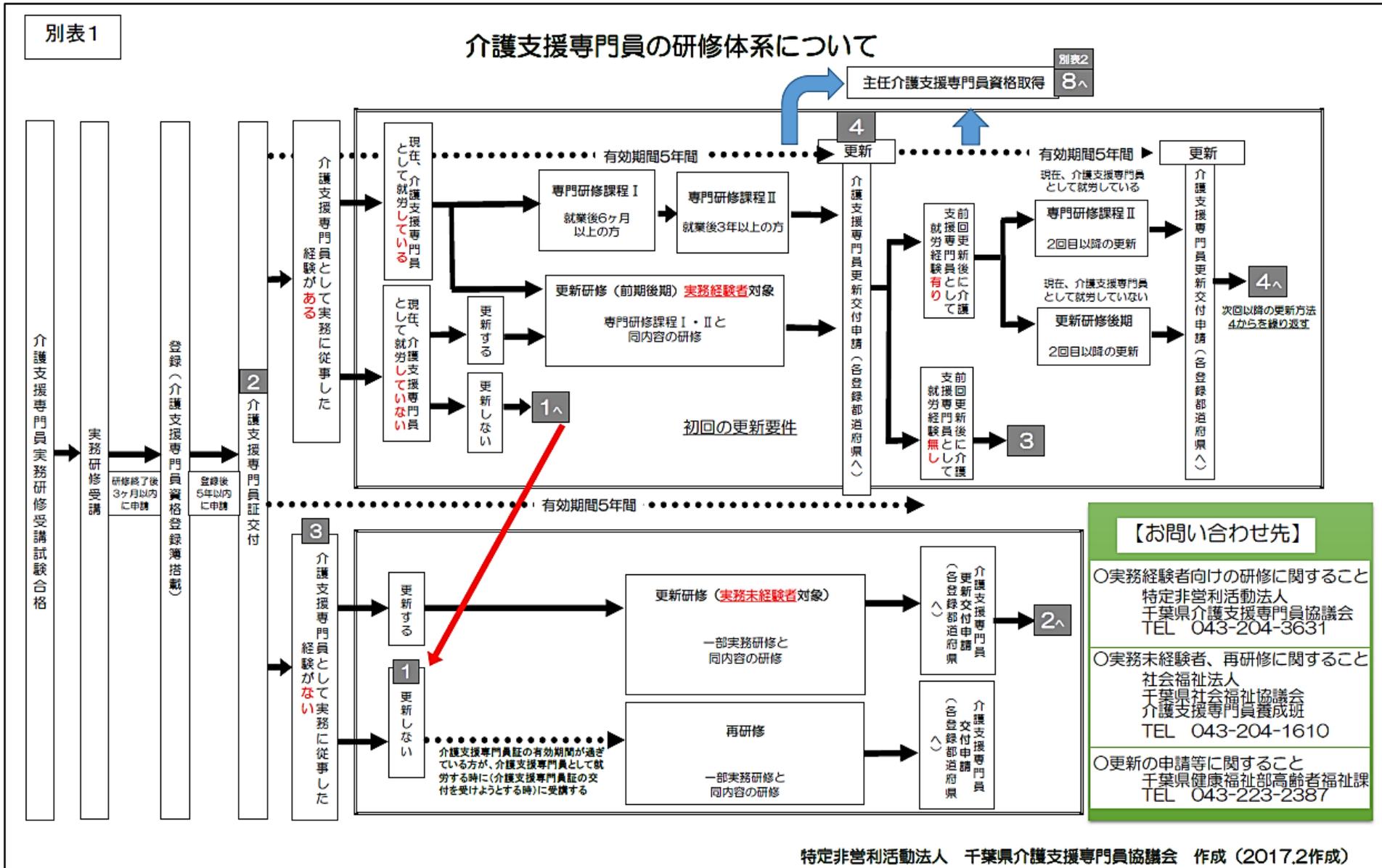
千葉県介護支援専門員協議会

検索



P.14 を参照

介護支援専門員研修 フロー図(別表1) -資格取得から更新申請まで-





## 千葉県介護支援専門員協議会ホームページ —法定研修の確認方法—

2019.6月にホームページをリニューアルしています

法定研修の情報はここをクリック

法定研修のページ

専門Ⅰ・Ⅱ・主任・主任更新研修のページへ

決定した日程から順次掲載

研修名	開催日	ホームページ掲載時期及び募集開始時期(予定)	研修費用(予定)
専門研修課程Ⅰ・更新研修前期	2019年 5/23、6/5・25・26、7/9・23・30、8/7・22・29、9/3 (予備日9.9) 11日曜	2019年 3月22日～4月9日	受講料 38,000円 テキスト代 4,500円
	2019年12月～2020年3月(予定) 11日曜	調整中	
専門研修課程Ⅱ・更新研修後期	2019年 4/24、5/18・19、6/12・13、7/2・3・16 (予備日7/25) 8日曜	2019年 2月24日～3月11日	受講料 28,000円 テキスト代 3,700円
	2019年 9/18、10/5・6・26・27、11/15・19・29 (予備日12/2) 8日曜	2019年 6月中旬	
	2019年 11/6、12/10・18 2020年 1/16・25、2/15・21・29	2019年 8月中旬	

## 最後に…

- ①まず、自分の資格の有効期間を確認しましょう
- ②計画的に研修計画を立てましょう！（登録地で研修を受けます）
  - ・「専門Ⅰ」「専門Ⅱ」「更新(前期)」「更新(後期)」「主任更新」
  - ・複数年で、計画的な準備と申込みが必要です。
- ③研修受講に関する最新情報を得ることを心がけましょう！
  - ・事業所、個人宛てに研修案内は届きません。
  - ・HP 情報、ネット情報など活用し、意識的にチェックします。
- ④資格証や研修受講の履歴管理は、各自の責任で行ないましょう！

《研修受講履歴の管理をしっかり行いましょう!!》

○28年度の研修制度の改正によって、今まで以上に複雑な研修体系になっています。さらに、新設された主任介護支援専門員更新研修には、法定研修以外の研修参加も受講要件になっています。このことは、介護支援専門員として、また、主任介護支援専門員としての日々の活動や、定められた時期に受ける法定研修のみならず、日頃から質の向上を図っていく「生涯研修」の意味を含んでると考えられます。

○上記のことからも、日頃から有効期間満了日の確認をしておくこと、法定研修以外の研修においても、受講履歴の管理が重要です。修了証明書(なければ受講票など)をしっかりと保管することで、更新申請の際にも慌てることなく申請でき、「生涯研修」という点からも研修内容の振り返りができることは非常に有効と言えます。

- ⑤ 必要な研修、スキルアップは地域や仲間全体で考え、取り組みましょう！

作成 特定非営利活動法人 千葉県介護支援専門員協議会